

○嘉悦大学後援会会則

平成18年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、嘉悦大学後援会（以下これらを「本会」という。）とする。

(事務局)

第2条 本会の本部は、嘉悦大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、嘉悦大学（以下「本大学」という。）の教育方針に則り、その教育事業の後援を行うとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 学生の学業・福利厚生に関する支援事業
- (2) 大学の教育施設・設備の整備に関する支援事業
- (3) 学校行事および学友会活動に関する支援事業
- (4) 大学の地域社会および国際交流に関する支援事業
- (5) 大学の生涯学習事業に関する支援事業
- (6) 大学の広報に関する支援事業
- (7) 会員相互間および会員と大学教職員との交流に関する事業
- (8) その他本会の目的達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員 本大学の在学生の保証人またはそれに代わる者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- (3) 特別会員 本大学の教職員

2 前項第2号の会員志望者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任理事 2名（学部長および学生委員長）
- (4) 会計 2名

(5) 監事 2名

- 2 役員の数については会長が必要と判断した場合、役員会において審議をし、人数を変更することができる。

(役員を選出)

第6条 会長、副会長および監事は総会において、会員の中より選出する。ただし、総会の承認を得て別段の方法によることができる。

- 2 会長は、学長の許可を得て、学部および学生委員長を常任理事に指名する。

(役員の特限・職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会務を掌る。会長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 常任理事は、会長および副会長を補佐し、会務を掌る。
4 会計は、本会の経理を掌る。
5 監事は、本会の事業および経理を監査し、その監査の結果を毎年総会において報告する。

(役員の特期)

第8条 役員の特期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 重任は被保証人(学生)が学部に通籍している期間とする。ただし、第5条第1項第1号、第2号、第4号および第5号の役員は、翌年度総会まで正会員の資格を有し、後任者が選出されるまで、なおその職務を行うものとする。
3 役員が任期途中で退任をする場合は、本人の申し出後、会長の承認によって退任できる。
4 役員に欠員が生じたとき、会長については6ヶ月以内に、他の役員は会長が必要と認めるとき、役員会に諮り補充することができる。

(事務)

第9条 本会に通務および会計事務のため職員若干名を置く。

- 2 前項の職員は、学長の許可を経て大学職員に委嘱することがある。その委嘱職員には、第5条第1項の常任理事を含むものとする。
3 職員は会長の指示を受けて事務を処理する。

(会議)

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
(2) 役員会
(総会)

第11条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員および特別会員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年6月までに開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要であると認めたとき、または会員の3分の2以上より会議に附議すべき事項を示し、請求があった場合に開催する。
- 5 総会の議事は、総て出席者の過半数をもって決する。可否同数であるときは、議長がこれを決する。
- 6 会長は、第3項の規定にかかわらず、社会情勢等を踏まえて、総会の招集が困難であると判断した場合には、書面、電磁的方法等による決議権行使を用いた総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第12条 総会には、次に掲げる事項を附議する。

- (1) 会則の改廃
 - (2) 庶務および会計に関する報告の承認
 - (3) 予算および決算の承認
 - (4) 毎年度の事業計画の承認
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 2 前項第1号および第3号以外の事項は、役員会に附託することができる。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成し、会則および総会の決議に基づいて業務を執行する。

- 2 役員会は、会長、副会長および常任理事の3分の2以上および監事1名以上が出席し開催する。その議事は、委任状を含め、会長、副会長および常任理事の出席者の過半数をもって決し、可否同数であるときは、議長がこれを決する。
- 3 会長は、第1項の規定にかかわらず、社会情勢等を踏まえて、役員会の招集が困難であると判断した場合には、書面、電磁的方法等による議決権行使を用いた役員会を開催することができる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費および有志の寄付をもって充てる。

- 2 寄付の受入については、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第15条 正会員の会費は、年額24,000円とする。

2 賛助会員の会費は、1口年額24,000円とし1口以上随意とする。

(予算)

第16条 各年度の予算は、会長が編成し、総会の議決を経るものとする。

(決算)

第17条 会長は、歳入歳出決算を行い、毎年度終了後に監事の監査を経て通常総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。